

2025年1月8日

一般社団法人衛星放送協会  
スカパー J S A T株式会社

### 令和6年12月28日からの大雪による災害の被害を受けられた方々への 視聴料等の免除について

令和6年12月28日からの大雪により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CSなど衛星放送事業に関わる71社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：滝山 正夫）とスカパー J S A T株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：米倉 英一）は、令和6年12月28日からの大雪による災害により、令和7年1月4日に災害救助法が適用された青森県の5市4町1村において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 免除対象地域

##### 【青森県】

青森市	(あおもりし)
弘前市	(ひろさきし)
黒石市	(くろいしし)
五所川原市	(ごしょがわらし)
平川市	(ひらかわし)
南津軽郡藤崎町	(みなみつがるぐんふじさきまち)
南津軽郡大鰐町	(みなみつがるぐんおおわにまち)
南津軽郡田舎館村	(みなみつがるぐんいなかだてむら)
北津軽郡板柳町	(きたつがるぐんいたやなぎまち)
北津軽郡鶴田町	(きたつがるぐんつるたまち)

#### 2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、チューナーレンタル料、ご利用明細発行手数料

#### 3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL : 0120-085-550 (10:00~20:00、無休)

以上